

第 4 期障害福祉計画(指針)の概要

本年 5 月 15 日付けで、国から都道府県に対し、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に基づき、第 4 期障害福祉計画を作成するに当たって都道府県及び市町村が即すべき事項を定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(一部改正)」が提示された。

1 主な改正内容

(1)障害者の地域生活の支援のための規定の整備

入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域における障害者の生活支援に求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。

(2)相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

サービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であり、平成二十七年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要があることから、計画相談支援の体制の整備、また、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。

(3)障害児支援の体制整備に係る規定の整備

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、また、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

障害児入所支援については、県が実施者として必要な整備量の見込及びその確保のための方策を盛り込んだ方針を作成する必要がある。また、障害児通所支援と障害児入所支援は障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、県では、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

(4)成果目標について

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する指標

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。

なお、第 4 期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成 26 年度末において、第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないが見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

②入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する指標(都道府県)

平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。

なお、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

- ・平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上
- ・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上
- ・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

③地域生活支援拠点等の整備に関する指標

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められている。

これらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点を、地域生活支援拠点として整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化

等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

④福祉施設から一般就労への移行等に関する指標

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

- ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

(5)活動指標について

①障害者雇用の推進に関する指標

②障害福祉サービス等の種類ごとの提供見込量

※②については、市町村が設定した見込量を全県及び圏域ごとに集計した数値を基本とし、現在、市町村に照会中。

2 計画の定期的な調査、分析、及び評価

障害福祉計画に盛り込んだ事項について、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行う必要がある。